

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成27年度第1回）	
日時	平成27年6月26日（金）14時00分～15時47分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、阿部委員、喜多委員、林委員、山崎委員、吉藤委員、小林（英）委員、山田委員、山本委員、成瀬委員、甲田委員、須藤委員、清水委員、澁谷委員、小林（義）委員、堀向委員、尾崎委員、根本委員、本郷委員、遠藤委員
	区側	区長、高齢者担当部長、保健福祉部管理課長、障害者施策課長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、保健サービス課長
	事務局	高齢者施策課 和久井、芳賀、原田
傍聴者数	1名	
配付資料等	<p>1-1 杉並区保健福祉計画（平成27年度～31年度）抜粋</p> <p>1-2 第6期杉並区介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の概要</p> <p>2-1 訪問型サービス・通所型サービスへの移行イメージ</p> <p>2-2 平成27年度の一般介護予防事業</p> <p>3 杉並区の生活支援体制整備の取組について</p> <p>4 杉並区の認知症対策（平成27年度～29年度）</p> <p>5 医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績について</p> <p>5別紙 杉並区在宅医療地域ケア会議の開催内容について（第1回目）</p> <p>5参考資料 在宅医療相談調整窓口相談実績集計表（平成26年度）</p> <p>6 地域包括支援センターケア24の事業評価及び平成28年度地域包括支援センター事業委託について</p> <p>7 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針（平成27～29年度）等</p> <p>8 介護施設等の整備状況について</p> <p>9 地域密着型サービス事業所の開設について</p> <p>10 地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>11 地域密着型サービス事業所の指定更新について</p> <p>12 地域密着型サービス事業所（区外）の指定について</p> <p>13 指定介護予防支援業務の委託について</p> <p>14 障害者の相談支援専門員の育成の取組について</p> <p>参考資料 委員・幹事名簿</p>	
会議次第	<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 区長あいさつ</p> <p>3 委員・幹事自己紹介</p> <p>4 会長・副会長選任</p> <p>5 報告事項</p> <p>(1) 保健福祉計画（27～31年度）及び第6期介護保険事業計画について</p> <p>(2) 総合事業の実施に向けた取組について</p>	

	<p>(3) 杉並区の生活支援体制整備の取組について</p> <p>(4) 認知症対策の取組について</p> <p>(5) 医療と介護の連携の取組について</p> <p>(6) 地域包括支援センターケア 24 の事業評価及び平成 28 年度地域包括支援センター事業委託について</p> <p>(7) 杉並区地域包括支援センター（ケア 24）事業実施方針（平成 27～29 年度）について</p> <p>(8) 介護施設等の整備状況について</p> <p>(9) 地域密着型サービス事業所の開設について</p> <p>(10) 地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>(11) 地域密着型サービス事業所の指定更新について</p> <p>(12) 地域密着型サービス事業所（区外）の指定について</p> <p>(13) 指定介護予防支援業務の委託について</p> <p>(14) 障害者の相談支援専門員の育成の取組について</p> <p>6 その他</p>
会議の結果	<p>1 保健福祉計画（27～31 年度）及び第 6 期介護保険事業計画について（報告）</p> <p>2 総合事業の実施に向けた取組について（報告）</p> <p>3 杉並区の生活支援体制整備の取組について（報告）</p> <p>4 認知症対策の取組について（報告）</p> <p>5 医療と介護の連携の取組について（報告）</p> <p>6 地域包括支援センターケア 24 の事業評価及び平成 28 年度地域包括支援センター事業委託について（報告）</p> <p>7 杉並区地域包括支援センター（ケア 24）事業実施方針（平成 27～29 年度）について（報告）</p> <p>8 介護施設等の整備状況について（報告）</p> <p>9 地域密着型サービス事業所の開設について（報告）</p> <p>10 地域密着型サービス事業所の指定等について（報告）</p> <p>11 地域密着型サービス事業所の指定更新について（報告）</p> <p>12 地域密着型サービス事業所（区外）の指定について（報告）</p> <p>13 指定介護予防支援業務の委託について（報告）</p> <p>14 障害者の相談支援専門員の育成の取組について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>それでは定刻になりましたので、平成 27 年度第 1 回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。第 1 回目でございますので、新会長が選出されるまでは、事務局であります高齢者施策課長の畦元が進行させていただきます。</p> <p>それでは開会に先立ちまして、杉並区介護保険運営協議会の委員の委嘱状伝達式を行います。委嘱状につきましては、事前に席上に配付させていただいております。</p> <p>それでは、田中区長よりご挨拶申し上げます。</p>
区長	<p>皆さん、こんにちは。区長の田中良でございます。</p> <p>本日は大変ご多忙の中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p>

	<p>す。第1回杉並区介護保険運営協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>介護保険事業は平成12年にスタートいたしまして、丸15年が経過いたしました。この間に制度の内容も大きく変わりましたが、介護保険は区民の生活に定着してきたと思っております。これも介護保険運営協議会での皆様からのさまざまなご意見に基づきまして、事業計画の策定や施設の運営などを進めてまいりましたことで実を結んだものと思っております。</p> <p>しかし、後期高齢者人口が大きく増加する10年後、2025年ということになります。この10年後の問題を控えまして、高齢者を支える杉並区独自の地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。そのためには大変多くの課題がございます。</p> <p>第一に、今年度、新たにケア24へ配置いたしました地域包括ケア推進員を中心といたしまして、地域の関係者と連携した地域づくりの取組を進め、高齢者の生活支援等のニーズに的確に対応していかなければなりません。また、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の皆様への対策もさらに重要性を増しておりますので、医療関係者との連携を強化して認知症の早期発見・早期対応に取り組むとともに、在宅医療を推進していく必要があろうかと考えております。</p> <p>さらに、高齢者の在宅生活を支えていくために、地域密着型サービス等を整備していく必要がある一方で、在宅生活が困難となった方への支援として、特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの施設・住まいの整備を進めるということも大変重要な課題だと思っております。</p> <p>加えて、今般の制度改正で創設されました介護予防・日常生活支援総合事業については、杉並区では来年度からのスタートに向けまして、要支援相当の方から元気な高齢者までの介護予防と日常生活の自立支援をしていくために、さまざまな工夫を凝らした取組を地域の皆様のご協力を得ながら準備していかなければなりません。</p> <p>このように、今年度からの第6期介護保険事業計画は、今後の高齢社会に対応していくための基盤をつくる大変重要な時期となります。ぜひ皆様方におかれましては、これまで以上に活発なご議論をいただきまして、区の介護保険運営にお力添えをいただきますようお願いを申し上げますと存じます。</p> <p>簡単ではございますが、私からは以上でご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。</p>
高齢者施策課長	以上で委嘱状伝達式を終了いたします。区長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。
区長	どうぞよろしく願いいたします。
高齢者施策課長	続きまして、委員並びに幹事の自己紹介をお願いいたします。 委員名簿・幹事名簿は、席上に参考資料として配付させていただいております。大変恐縮ですが、お1人ずつ簡潔に所属とお名前をよろしく願いいたします。
委員	皆さんこんにちは。区民公募委員です。どうぞよろしく申し上げます。
委員	区民公募委員です。よろしく申し上げます。2期目でございます。頑張ります。
委員	今期から参加させていただきます。区民公募委員です。よろしく申し上げます。

委員	前から区民委員として参加させていただいております。皆さんのために少しでもお役に立つ意見が言えればいいかなと思います。よろしくお願いいたします。
委員	区民公募委員です。医療生協の活動をしております。よろしくお願いいたします。
委員	区民公募委員です。よろしくお願いいたします。
委員	区議会議員です。今年度もよろしくお願いいたします。
委員	区議会議員です。今年度から頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区医師会の副会長です。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	東京医科大学の教員です。よろしくお願いいたします。
委員	聖学院大学の教員です。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	東洋大学の教員です。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区歯科医師会の副会長です。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区薬剤師会の理事です。今期から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区民生委員児童委員協議会の地区会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	杉並区社会福祉協議会から参りました。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区障害者団体連合会から参りました。所属は杉並区手をつなぐ育成会で、知的障害を持つ子の親の会です。よろしくお願いいたします。
委員	今回から初めて参加させていただきます。杉並区いきいき連合会から参りました。よろしくお願いいたします。
委員	訪問介護協議会から参りました。会長改選で代わりまして、今期から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区ケアマネ協議会から参りました。引き続きよろしくお願いいたします。
委員	社会福祉法人正吉福祉会、ふれあいの家しみず正吉苑から参りました。今期から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
高齢者施策課長	ありがとうございます。まだいらっしゃっていない委員もおられますが、欠席のご連絡はいただいております。 それでは、幹事名簿をごらんください。多少順不同になりますが、自己紹介させていただきます。
高齢者担当部長	皆さん、こんにちは。高齢者担当部長の田中でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。
介護保険課長	この4月から介護保険課長になりました青木です。どうぞよろしくお願いいたします。
地域包括ケア推進担当課長	地域包括ケア推進担当課長の河俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長	この4月から保健福祉部管理課長になりました井上です。よろしくお願いします。
障害者施策課長	同じくこの4月から障害者施策課長になりました出保と申します。よろしくお願いいたします。
高齢者施設整備担当課長	こんにちは。2年目になりますけれども、高齢者施設整備担当課長の森山と申します。よろしくお願いします。
保健サービス課長	皆さん、こんにちは。杉並保健所の保健サービス課長の藤川でございます。今年度から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
高齢者施策課長	私は高齢者施策課長の畦元と申します。もう一名、幹事で高齢者在宅支援課長がおりますが、所用により本日は欠席させていただいております。 それでは続きまして、会長選任に移らせていただきます。会長の選出は条例によりまして、委員の皆様との互選により選出することとなっております。会長選任につきまして、皆様いかがでしょうか。ご推薦などございますでしょうか。
委員	大変僭越でございますが、私から提案をさせていただきたいと思っております。会長につきましてはずっと古谷野委員にお引き受けいただいておりますが、今回の大きな制度改正もございましたので、それらに詳しい古谷野委員に引き続きお願いできればとご提案申し上げたいと思っております。
高齢者施策課長	ただいま古谷野委員に会長をお願いしたいというご発言いただきました。皆様いかがでしょうか。(拍手) ありがとうございます。異議はないようでございますので、古谷野委員に会長をお願いしたいと存じます。 それでは会長席にお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただいた上、これ以降の議事進行につきましては会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	ご指名いただきまして光栄に存じます。 もう大分長く会長をさせていただいておりますが、地域包括ケアシステムの立ち上げという、まさに重要なときでもありますので、ぜひまたここで勉強させていただきたいと思っております。 阿佐谷に生まれ育って親もおりますので、絶対逃げないという立場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 条例によりまして副会長も互選で選出することとなっておりますので、皆様からのご推薦いただきたいのですが、いかがでしょうか。 よろしければ前期も副会長をしていただきました藤林先生をお願いしたいと思います。ありがとうございます。それでは藤林先生、副会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。
副会長	練馬区民で職場は文京区ですが、こちらのほうでお世話になるようになって本当に杉並区が大好きになってきて、ここへ来るたびに実は阿佐谷商店街に寄っています。今日も帰りに寄る予定です。だんだん杉並区に引っ越してこようかと真剣に考え始めております。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。 それでは、平成27年度第1回の介護保険運営協議会を始めさせていただきます。最初に事務局から資料の確認などをお願いします。
高齢者施策課長	初めに、別件のご予定がおりとのことで、途中でご退席される委員がおりますのでお知らせいたします。

	<p>では、本日の資料でございます。先週の金曜日に皆様にお送りいたしましたが、報告事項が 14 件ございます。また、4 件の資料を、本日席上配付させていただいております。先ほどの委員名簿と幹事名簿に加えまして、「ケア 24 善福寺移転のお知らせ」と「杉並区在宅医療地域ケア会議通信」でございます。</p> <p>それと報告資料 5 でございますが、一部誤植がございまして、席上に置かせていただきました資料と差し替えていただきたいと思います。</p> <p>資料の確認につきましては以上でございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今日は次第をご覧いただいておりますとおり、報告事項だけで 14 件あるということでございますので、急いで進めていきたいと思っております。</p> <p>最初に報告事項の 1 として、「保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画について」のご説明をいただきます。</p>
高齢者施策課長	<p><資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 に沿って報告事項 (1) 「保健福祉計画 (27 ~31 年度) 及び第 6 期介護保険事業計画について」について説明></p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。本来だと膨大な量の計画なわけですが、かいつまんで要点だけご説明いただきました。</p> <p>何かこれまでのことについて、ご質問あるいはご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>いくつかまとめてお聞きします。</p> <p>介護保険の大規模な制度改正が行われたのですけれども、8 月から利用者負担が 2 割になる方がいますよね。その対象者数がどれほどの人数でどのように実施されるのかということ。</p> <p>あと、施設利用の際の居住費、食費の負担限度額の適用条件が変わることなののですけれども、その対象者数はどのようになるのかということと、資産調査を行う必要があると思うのですが、それがどのように実施されるのかというのが 2 点目。</p> <p>3 点目が、特養ホームの入所対象者が変わりましたが、どのように変化して、対象から除外された人数はどの程度なのか。あと、要介護 1・2 で特例入所条件が認められた対象者は何名なのかという 3 点をお聞かせください。</p>
会長	<p>お答えいただけますか。</p>
高齢者施策課長	<p>数的なものなので後ほどお答えさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、報告事項の (2)、(3)、(4)、(5) が今の介護保険と絡む報告ですので、それが終わったところであわせてお答えいただくことにしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>ほかにご質問、ご意見お持ちの方いらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、資料など整えていただく間に報告事項の (2) から (5) までまとめてご説明をいただいて、さらに今の委員の質問とあわせて質疑に入りたいと思います。</p> <p>では (2) につきまして、高齢者施策課長お願いします。</p>
高齢者施策課長	<p><資料 2 - 1、資料 2 - 2 及び資料 3 に沿って報告事項 (2) 「総合事業の実施に向けた取組について」、(3) 「杉並区の生活支援体制整備の取組について」について説明></p> <p>私からは以上でございます。</p>

会長	はい。続けて地域包括ケア推進担当課長お願いします。
地域包括ケア推進担当課長	<資料4、5に沿って報告事項(4)「認知症対策の取組について」、報告事項(5)「医療と介護の連携の取組について」について説明>
会長	ここまでが介護保険事業計画及び保健福祉計画の中身の話ですので、ここで一旦切らせていただきたいと思います。 では、先ほどの委員からのご質問に対するお答えの準備ができておりましたらお願いします。
介護保険課長	大変失礼いたしました。 まず1つ目のご質問、8月から2割負担の方が出るということで、まずその条件ということのご質問だったと思いますけれども、一定所得以上の方ということで、その一定所得以上は本人の合計所得金額が160万以上で、かつ同一世帯に1号被保険者の年金収入プラスその他の合計所得金額が単身で280万以上、2人以上世帯で346万以上の場合に2割になります。したがって、合計所得が160万以上でも、先ほど言いましたその後の単身で280万、2人以上世帯346万以上にならないと出ませんので、今のところは出ておりません。7月の中旬ぐらいに確定して、下旬に負担割合書を発行する予定であります。 それから、2つ目の特定施設に入居している非課税の方については、居住費、食費について、給付というか、補足給付をしておりましたけれども、今回非課税の方でも単身の場合には資産が1,000万以上、それから2人以上世帯は2,000万以上ある方については、この対象外という形になります。まずこの補足給付を受けられた方約3,000人に申請書をお送りしましたが、先週が締め切りということで、現在のところ約2,000名の方から通知がきております。その内容を審査しているところでございますので、対象が何人になるのかは、今のところはわからない状態でございます。
委員	資産調査をどのように実施されるのかということについてはいかがですか。
介護保険課長	資産調査でございますけれども、これは全件調査するという予定はございませんけれども、そういった1,000万、2,000万を超えているかどうかの微妙なところについては、改めて調査をさせていただきたいというふうに考えております。まだ返ってきたばかりで、内容を審査している段階ですので、どういう形でやるかは今後検討していきたいと思っております。
委員	あと、特養についてですが。
会長	高齢者施策課長、お願いできますか。
高齢者施策課長	高齢者在宅支援課長が不在でございますので、私から先ほどのご質問にお答えいたします。 特別養護老人ホームの申込者数は、3月末現在で1,744名ございました。4月1日から、入所が原則として要介護3以上になりましたので、それで該当に当たらなかった方が409名、4月1日現在でございました。ただ、その409名の中には、要介護1・2の方で特例入所の該当の方が87名いらっしゃいました。その87名の方に関しましては、現在まだ入所には至っておりません。 以上でございます。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、ほかに(2)から(5)まで含めてのご質問についていかがでし

	ようか。
委員	<p>今回から保健所の課長もお見えですので資料の2-2でお尋ねします。「足腰げんき教室」について毎回区の広報など見ると募集が載っているわけですが、内容としてはどのようなことをやっているのかということと、応募状況がどうなのかという点について教えてもらいたいと思います。</p> <p>それともう1点、こういったことをやっているリーダーの方がいらっしゃると思うのですが、そういう方が町場にある高齢者のデイホームなどに出向いてちょっとした体操をやってもらうとか、そういうことも要望としては聞くことが結構あります。いつもお遊戯ばかりしていてもしょうがないので、本当の体操みたいなものを少しやってくれないかなというような要望もあるのですが、そういったことができるかどうか教えてください。</p>
会長	保健サービス課長でよろしいですか。お願いします。
保健サービス課長	「足腰げんき教室」ですけれども、これは全4回のシリーズになっておりました、区民センターと保健センターのほうで実施いたしておりました、健康運動指導士が介護予防に向けた運動方法などをご紹介します一緒に運動しながら教室を実施しております。
高齢者施策課長	<p>先ほどの2つ目のご質問でございますが、デイサービスなどに直接指導に行っていないか、ということだったかと思えます。</p> <p>先ほどの介護保険事業計画の概要の中にありましたように、一般介護予防事業の中に新たに地域リハビリテーション活動支援事業というのが組み込まれました。これは直接PTとかOTの方が個別に何うということではなくて、介護事業者の方たちのいろんな相談に乗ったり、事業者の方自身が地域リハビリテーションの観点を持って、利用者の方にいろいろな支援をしていただけるように、リハビリの専門職が介護事業者に対して助言、支援をしていくという取組でございます。これにつきましても、地域のPTの方、OTの方ともいろいろ連絡をとりながら、この取組については実施していこうと思っております。ただ、直接その人が行く、行かないにつきましては、介護事業者からの依頼もあるかと思えますので、個別の対応になるかと思えます。</p>
会長	ちょっと外れたかな、という感じはしますね。「足腰げんき教室」などの終わった方たちが自主グループを構成して、むしろ地域貢献活動としてやっていくような取組は可能かどうか、あるいはあるかどうかというようなご質問だったかと思えますが。
委員	いまのご回答で結構です。
会長	長寿応援ポイントのほうではそういう活動が幾つか、団体が認定されていたと思えます。
高齢者施策課長	失礼いたしました。教室を終了した方が自主グループをつくってということになると、どちらかという「地域ささえ愛グループ」のほうに移行していくかと思えます。担い手となって代わりにということは、別途介護予防サポーターとか、そういったボランティア育成というのを別途行っております、そういった方々には「公園から歩く会」や「わがまち一番体操」といったところで担い手として活動いただいております。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問、あるいはご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。</p>

委員	ちょっと外れているかもしれないのですけれども、こういう事業の中に例えば身体でも知的でも障害者の方が参加しているという事例はあるでしょうか。
高齢者施策課長	介護予防事業の話でよろしいでしょうか。原則介護保険の特別会計を使っているということで、65歳以上の方が対象になります。その中で障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃるかどうかまでは、ちょっと把握はできてございません。
会長	よろしいですか。残念ながら情報がちょっと足りないようです。ほかにいかがでございましょう。
委員	資料の3なのですけれども、実際どういことをやっていくのかイメージが湧かないというのが実感です。準備会はもう5月、6月にされているということなので、実際何か話が出ていると思いますので、もうちょっと具体的な話が出ているのだったら教えていただけたらありがたいと思うのですけれども。
会長	高齢者施策課長、お願いします。
高齢者施策課長	おっしゃるように、まず私どもも手探りな状態でございます。協議体でどこまでできるのか、何をすべきなのかということ準備会の方とも一緒に協議しながら、協議体をどのように動かしていこうかということ今まさに準備しているところでございます。 狙いとしては、地域の資源、生活支援のためのサービス資源は、知っている人は知っていて知らない人は知らないということがございますので、公的なもの以外のものも含めまして、地域の中でこういったサービス資源があるのかということ、直接参加していただきながら情報共有をしていくということ、まず今年度はしっかりしていきたいと思っています。情報共有、意見交換をしながら、実際そういったサービス提供がなぜ必要になったのかということも掘り下げながら、それで何が本当に足りないのかということも含めて協議体の意見交換の中で共有していければいいかなという段階でございます。
委員	地域のニーズや資源という意味では、区の高齢者施策課というか、介護保険の中だけではなく、ほかにも多分関わっている部署がもっといろいろあると思うのですけれども、そういうところとの連携というのは考えていらっしゃるのでしょうか。
高齢者施策課長	事務局メンバーの中に在宅支援課も入っておりますし、直接区としてのサービス提供ということも行っております。そういったところも含めて、窓口で直接区民の方からのお話もいろいろ伺っておりますし、地域包括支援センターにおける相談の内容からも把握していくことは進めております。そのために地域包括支援センターに配置しました地域包括ケア推進員にも、直接協議体にかかわってもらうことを考えておりますので、そういった中で本当に地域の生の情報などを掘り起こし、情報交換をしていくことを考えております。
委員	もう少しよろしいですか。
会長	はい、どうぞ。
委員	杉並区はすごく高齢者団体の活動が活発だと思うのです。杉の樹大学とかいろんなところがあると思いますので、多分、高齢者施策課とか高齢者の課

	<p>ではないところがそういうものに関わっているのではないかと思いますので、あとほかにも社会福祉協議会ですとか、教育のほうで関わっているところがあると思いますので、ぜひそういうところと連携をして、大変幅広いところで難しいとは思いますが、介護保険を使っているケアマネジャーなどのところもそういう情報はほしいと思いますので、ぜひいろんな情報を共有して進めていただければありがたいなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。協議体に関して何かご意見はございますか。</p>
委員	<p>正直に言いますと、自営業で仕事にしているので、改正のほうはかなり厳しいのでそちらに頭がいってしまって、本当は諸団体のほうとマッチングしていけば一番いいのですが、まずそこより事業が成り立つか、それをちゃんとしないか逆に利用者のケアもうまくいなくなってサポートもできないと思いますので、逆に言えばそこから、母体からちょっと考えていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。どの自治体でも多分そうだと思うのですが、この協議体に関しては手探り状態なのですよ。そういう中で、恐らく杉並区はこれまでの取組の蓄積からほかの自治体よりはちょっと進んでいるだろうと思いますが、ただ、それでも実際の中身ができてくるのはこれからですよ。今ご指摘いただいたように、いろんな団体、特に高齢者の団体があって活動していっていますから、そういう方たちもうまくつかんでいくと、この協議体の中での議論は深まっていくだろうと思います。</p> <p>ひょっとすると、杉並区独自の長寿応援ポイントの地域貢献活動をやっている団体の中には、それに関連するものがたくさんあるのではないかと思いますし、それについては高齢者施策課が把握しているはずですから、そこも含めて議論ができていないかなというふうには思います。</p>
高齢者施策課長	<p>おっしゃるとおりでございます。ただ、今年度初めてやるということがございますので、コアな部分から始めて広げていくということも考えておりますし、委員がおっしゃったように、これは本当に地域で協働で取り組むべきことですので、ほかの協働に関する部署とも連携しながら実施していきたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかにはいかがでしょう。</p>
委員	<p>いつもいろいろな形で聞いているのですが、総合事業の実施に向けた取組で、事業者の参入意向というものはどのようになっているのかなということと、あと少し戻ってしまうのですが、介護保険の大規模な改定で8月からさまざまなことがいろいろと切り替わっていくと思うのですが、これは現場の方に聞いたほうが良いと思うのですが、その対応状況というのはどうなっているのかなということをお聞きしたいなと思っております。</p> <p>実は今いろんな方から「どうなるのでしょうか」という問い合わせが来ておまして、そのあたりがどう対応されていくのか。もう現場としては準備万端というような形になっているのか、それともなかなかまだ制度的に見えていないところがあって苦労しているというような状況なのか、そのあたりを確認したいと思います。以上2点です。</p>
会長	<p>では、高齢者施策課長からお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>では、1点目の総合事業に関する事業者の参入意向でございます。実は、ガイドラインに基づく基準等についてこれから事業者のほうにお示しをし</p>

	て意向調査を行う予定でございますので、今回は申しわけございません。まだ参入意向が実際どうなのかということについてはご報告できることがございません。
会長	2番目について、訪問介護事業者協議会ではいかがでしょうか。
委員	<p>実際、私たちが高齢者の方に提供したいと思っていることがことごとく改正で崩されていくというのが現状で、やっとな構築したと思うと変えられていくというのが実際正直なところですよ。</p> <p>これから本当に、はっきり言って経営者からすれば介護保険頼りにはやっていけないので、介護保険外で高齢者の方に提供するサービスができないかというのをいろいろ考えていまして、区役所の方からもいろいろ問い合わせがあります。ですから、これから本当にそちらのほうに向けても区の方と相談して、いろんな形でできるものやっとなやっていかなくてはならないと思うのですが、どちらにしても働いている人がいるので、会社としては当然、収益も上げなければいけないので、そちらが成り立たない限り理想だけを掲げてても何もできないので、そこからやっとなちゃんとやっとないかないと、計画倒れになるのかなと思います。</p>
会長	ケアマネ協議会ではいかがですか。いろいろな意見が利用者の方からはきているのではないかなとも思いますが。
委員	8月から変わるということは今回の制度改正のところでお話しはしているのですが、何分にも具体的などころが出ないので、私たちも一緒に「そうだよね」と言っているような感じですので、具体的などころが早く出ればよいなというふうには思っております。
会長	介護保険課長から何かお答えいただけますか。
介護保険課長	これからも周知には努めていかなければいけないと思います。介護保険のよくわかるサービスということでこういうものを出しておりますけれども、ほかにも、今後さまざまな機会を捉えて周知していくつもりでございますので、またよろしくお祈りいたします。
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかはいかがでございますか。</p> <p>それではよろしいようですので、報告事項の(6)と(7)のほうに移りたいと思います。地域包括ケア推進担当課長、お願いいたします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p><資料6、7に沿って報告事項(6)「地域包括支援センターケア24の事業評価及び平成28年度地域包括支援センター事業委託について」、報告事項(7)杉並区地域包括支援センター(ケア24)事業実施方針(平成27～29年度)について」について説明></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、評価委員長をされました副会長から、一言コメントを頂戴いたします。</p>
副会長	<p>今年度は昨年度までと違いまして、この委員会でご指摘を受けましたように「S」「A」「B」「C」だと、「C」ばかりだとやる気をそぐというご意見がございましたので、表現を変えました。</p> <p>ただ、ケア24は要するに選べない介護保険のサービスです。つまり該当する地域が決められているわけですから、やはりケア24のほうできちんと自分の立ち位置とかほかの地域包括との位置、それをやはり把握していただかないと、担当地域の高齢者が不利益をこうむることになってしまう。そう</p>

	<p>いう意味でもきちんとした評価を行っていくことは大変重要でして、現在地域包括の調査をちょっとずつ始めていますが、ここまできちんと地域包括の評価を行っている区は、今現在全てやっているわけではありませんが、23区内では他にはないです。もう少し、評価した後にはどうするのかということも含めて考えていかなければいけないと思っているのが1点。</p> <p>昨年度からちょっとある包括に、スーパービジョンというもので入らせていただきましたが、包括は本当に大変です。区がきちんとしたバックアップをしてあげないと、本当に包括はあれもこれもという形で、職員が潰れてしまうぐらい大変だということもわかってきました。</p> <p>ですからやはりこの評価という形で、区と二人三脚で包括がその地域のためにどうやって動いていくのかということをやっていくことは、今後の地域包括ケアの中でやはり重要だというふうに思うとともに、包括の職員が潰れないための仕組みをつくってあげないとかわいそうだなというのが、昨年度1年間、何回か関わってきた印象です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご質問、あるいはご意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>ただいまご説明ありがとうございました。</p> <p>地域包括支援センターの事業運営につきましては、これまでも何回かご説明いただいております。こうした中で年々業務量が多くなる中で、大変質の高い運営がなされていることもお伺いしておりますし、ただいまも良好な事業運営がほとんどだというようなご説明もいただいております。各事業所のご努力のあらわれではないかと、大変よいことだと思っております。</p> <p>そういう中で表の説明がございましたが、ランク上これまで「S」から「D」という表示がございましたが、これがなくなって、文言によるランクの表示がございしますが、今回はこの3つのランクに該当する個別の内容が記載されてよくわかるのですけれども、このほかにもう2つのランクが文言上で表示されることがありますので、表上で全体的に読み取る場合にはこの5つのランクの中で、今度どういう位置づけになるかという理解のほうがよくないのではないかと、そんな感じがいたしましたのですが、表の見方がちょっと十分な理解がなされていない質問になったら大変申しわけございません。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>この表、一番上のランクと一番下のランクの行が入っていないのですよね。ですからそこまで入れておくと全体が見やすくなるということで、私もそう思いました。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>はい。そのように今度から訂正していきたいと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>副会長のほうから詳しい報告等々いただいた後で、こういう区民としてのご意見を申し上げるのはちょっとはばかられるかもしれないのですが、高齢者の方、そして高齢者の家族の最初に、やはり介護保険にまず関わる窓口としての地域包括支援センター、そしてもちろん職員の方も大変御苦労されているということはもう見聞きして存じ上げておる中で、やはり20箇所ある地域包括センターの中で「格差」という言葉を使っていいのかどうかかわからないのですが、例えばAの地域包括支援センターに相談すると「結構動いてくれていいわよ」とか、こちらのセンターに言うところ「なかなかね、あそこはね。でも私の住んでいるところはここだから、あっちには行かれないわよね」</p>

	<p>というような言葉を聞く機会が結構ございます。このようなデータ等々もつくっていかれる過程の中で、やはりその格差をなるべく、どこの地域包括支援センターに相談に行っても「ああ、よかった」と。「じゃあ、これから私は介護保険のこういうサービスを利用するわ」というふうな、AでもBでもCでもどこでも、できれば地域包括支援センターの質の均一化と申しませうか。それをぜひ今後、この先のこととしてやっていただけたらなと思っております。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>地域包括ケア推進担当課長、何かありますか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>本当に貴重な意見ありがとうございます。まず質を均一化することについては、一定のレベルを保つように研修等を行います。また、ケア24の職員だけに任せるのではなくて、いろんな事業について区も一緒になって考えていく連絡会等をつくって、今年度は地域包括ケア推進員の連絡会をブロックごとにやまして、地域づくりについての難しさとかそういったものを承りながら、地域特性を捉えてレベルを上げていくという取組をしてまいります。どこへ行っても満足のいく、満足度の高い事業をできるようにやっていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。この事業評価、私も最初からずっとかかわっているのですが、先ほど委員が言われた、書かれていない一番下のランクをまずなくすということが第一なのですね。それぞれのセンター、それぞれの地域の特性がありますから、全部が上のほうでピタッとそろそろ、あるいは1つのセンターであっても、この4つの領域の全てが一番上にくるといふようなことは多分あり得ない。ただ、区民の方たちが、「最低限ここまではどこへ行っても対応していただけるような」という水準を確保するということ。そして、それぞれのセンターの置かれた状況などに応じてより特性を出していくということ、この事業評価の目的としてやってきています。</p> <p>結果的に一番下のランクがないということは、ある意味、今、委員がご指摘のようなことは、でこぼこ多少はあったにしても、最低区民の方にここまではサービスを提供できるという水準はもう確立することができたのだと、できているのだというふうにご理解いただくことがよろしいのではないかと思います。その上で、センターの置かれた状況によってそれぞれの特徴が出ているというのが、この表の見方だと思います。</p> <p>地域包括ケア推進担当課長、それで合っていますよね。</p> <p>それでは、時間の関係もありますので次にいきたいと思いますが、何か特によろしいですか。</p> <p>それでは、(8)介護施設等の整備状況について、高齢者施設整備担当課長をお願いします。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p><資料8に沿って報告事項(8)「介護施設等の整備状況について」について説明> 私からは以上でございます。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。この表についてご質問、あるいはご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>1点だけなのですが、第6期の介護保険事業計画で、29年度までに地域密着型介護老人福祉施設、小規模特養を29人という数を見込んでいたと思うのですが、あれはなかなか実現するのは困難な状況だとは思いますが、どのようなタイミングでつくるお考えなのか。</p> <p>また、あの手のものをつくるのにどのくらいの期間が必要なのかと思いま</p>

	して。このあたりで日程が検討がされていないと、第6期に間に合うのかなというの少しありまして、ちょっとその点確認したいと思います。
会長	では、高齢者施設整備担当課長、お願いします。
高齢者施設整備担当課長	ただ今、委員からご指摘がありましたけれども、総合計画、実行計画、第6期の介護保険事業計画の中で1カ所、29人ということで予定しておりまして、私どもで考えている場所がありますけれども、まだこの場所が確定しておりませんので、現在検討しているところでございます。それが決まれば、29年度までの開設は十分可能と考えてございます。
会長	大変心強いお答えをいただいたということです。 ほかよろしいでしょうか。ご質問あるいはご意見、よろしいですか。 それでは9番目、地域密着型サービス事業所の開設についてです。介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	報告事項の9番から13番までを一括で申し上げてよろしいでしょうか。
会長	報告事項の9番だけを切り離してお願いしたいと思います。
介護保険課長	承知しました。 ＜資料9に沿って報告事項（9）「地域密着型サービス事業所の開設について」について説明＞ 以上でございます。
会長	これまでの介護保険運営協議会での進め方ですと、この予告のところ少しご議論をいただかないと、開設のところは「認可します」あるいは「しました」という報告になってしまうので、ここで少し詳しく見させていただきたいということで、別立てにお願いしたのです。
介護保険課長	大変失礼しました。 まずこの施設を運営する法人ですけれども、資料の4番をご覧くださいませと株式会社ケア21ということで、大阪にある事業所でございます。竣工予定は9月30日ということで、次回の協議会で改めてご協議を諮りたいと思います。 別紙1をご覧ください。敷地面積でございますけれども、786.41平米ということでございます。 法人の沿革等につきましては、こちらが平成5年に設立された法人でございまして、大阪が多いと思えますけれども、東京も含めた全国で施設を運営しております。5ページの運営方針等でございますけれども、地域と連携しながら開設していく予定になってございます。
会長	先に資料をお送りいただいているので目は通してきているかと思えますがいかがでしょうか。
委員	グループホームといたら別に嘱託医がいなくてもいいわけなのですが、医療体制として例えば訪問看護ステーションとの連携でいくと、1日当たり30単位ぐらいでしたっけ、35単位でしたっけ、何かグループホームはまとめたりなんかするのですが、そういうような医療体制というのはどうなっているのかなというのが、という質問をすることを期待されているのかなと思えますけれども。
介護保険課長	医療体制については今後ということになってございます。
会長	これまで介護保険運営協議会でも委員から繰り返しご指摘をいただいて、医療機関との連携あるいは訪問看護ステーションの利用などの体制整備を、

	<p>この施設計画段階からの協議の中でしておいてくださいということが何回か出ていたので、そこを伺ったということです。</p> <p>グループホームに関しては、地域的な偏りがかなりあるのですよね。これについてどう考えたらよろしいでしょうか。これはむしろ高齢者施設整備担当課長に伺ったほうがいいのか。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p>資料8でもご説明させていただきましたが、現在、認知症の高齢者グループホームにつきましては荻窪地域や阿佐谷地域、それから高円寺地域でまだまだ整備が進んでいないという状況がありまして、私どもでは重点整備地区ということで、東京都から補助金も多くいただいているような状況です。できるだけそういった形で整備を進めていきたいと考えておりますけれども、まだまだ整備総数が不足している状況ですので、これからも地域のバランスや定員数の増を見ながら進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>高齢者担当部長、どうぞ。</p>
高齢者担当部長	<p>今回はグループホームですので、特養のように嘱託医とかグループドクターというのは少し薄いわけですが、すでに事業者が決まっておりますので、以前からの経緯で大体その提案者がどういうところと提携してやっていくというのはあるのですけれども、事業者が決まると私どものほうでもいろいろな要望を踏まえて、区内の医師会とか区内の歯科医師会となるべく連携をとって事業運営してくださいということを既に申ししております。法人は、中には医療系のグループを背負ってくるところもありますので、必ずしも区内の医療機関と連携が十分とれないところもありますけれども、そういったところでなければ、地域に密着した施設ですので、区内の医師会あるいは歯科医師会等と連携をとってということで、私どもで必要な資料をお渡しして進めてございますので、ご安心いただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>あともう1つ伺いたいのは、この小規模多機能のほうで通いのサービス定員12名、宿泊定員19名ということですが、この宿泊定員についてはどう考えたらいいのでしょうか。いわゆる「お泊まりデイ」？</p>
介護保険課長	<p>お泊まりが9名ということで、3階建てでございますけれども、平面図をご覧くださいますと、1階の部分でお泊まりができる形になっております。</p>
会長	<p>いや、これを聞いた意図は、「お泊まりデイ」というのが公認された結果、グループホームに類するものとして、居住型の施設になりかねないという恐れがちょっとあるのですよね。それで区としてこの「お泊まりデイ」をどう見ていくのでしょうかということを伺いたかったのです。ちょっと難しい質問だったかもしれません。</p>
介護保険課長	<p>小規模多機能型というのは、要するに通所・訪問・お泊まりがセットになったという形でございますので、その1つというふうに認識してございます。</p>
会長	<p>教科書的にはそうなのですが。</p>
高齢者担当部長	<p>会長のお聞きになりたいのは、区内の「お泊まりデイ」に対する区の考え方ということでしょうか。</p>
会長	<p>お泊まりの期間について何か指導をされるとかそのようなことをお考えですか。ここは初めからお泊まりを用意した施設なのだけれども、そうでない施設がお泊まりを始めてしまうと、必ずしも連泊が適切でないようなところに連泊をさせてしまうということもままあり得るので、そのお泊まりデイについて区はどう考え、または指導していかれるのでしょうかという質問</p>

	<p>です。突然ちょっと以上に難しい質問してしまったので、もし何でしたら次回でも結構ですが。</p>
高齢者担当部長	<p>すみません、ちょっと雑駁なご回答になるかもしれませんが、お泊まりデイは介護保険外のサービスですが、実際に区内にもそうした実態は確かにあるということで、それを要は是認するというか、しっかりした運用をするにはこういう基準が必要だということを東京都のほうで考えていますので、確かそういう指導の基準のようなものがきていると思うのですね。ですから区としては、しっかりそれにのっとって、いわゆる不適切な運用がされないような、そういった公の基準にのっとって今後やっていくということで整理されているはずなので、ちょっと今具体の資料が所管のほうでないようですので、次回までには整理をしておきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。また次回ぜひ、その辺も聞かせていただきたいと思います。</p> <p>よろしければ残りの報告のほうへ移っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは(10)から(13)までについて介護保険課長、よろしくお願ひします。</p>
介護保険課長	<p>大変失礼いたしました。</p> <p><資料 10 から 13 に沿って、報告事項 (10)「地域密着型サービスの指定等について」、報告事項 (11)「地域密着型サービス事業所の指定更新について」、報告事項 (12)「地域密着型サービス事業所(区外)の指定について」、報告事項 (13)「指定介護予防支援業務の委託について」について説明></p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問あるいはご意見おありの方いらっしゃいますか。</p> <p>毎年度必ず質問が出るのは、ケア 24 によって委託の割合の高いところと低いところがあるのですが、これは何ですかという質問が毎年出るので、言っていただけますか。</p>
介護保険課長	<p>先ほども申し上げましたように、理由としては要介護者が家族にいたりか、本人が行ったり来たりという状況がございますので、そういったところでケア 24 による差が出ているのではないかと分析してございます。</p>
会長	<p>ケアマネ協議会から何かご意見はありますか。</p>
委員	<p>ケア 24 から委託を受ける私たちの事業所の基準としても、やっぱり課長がおっしゃったとおりなのですけれども、ただ、できればケア 24 としては、地域の居宅のほうに受けてもらいたいということをたびたび言われますが、なかなかその辺のやりとりとかというのは、いつもケア 24 との関係を見ながらやっている次第でございます。</p>
介護保険課長	<p>先ほど副会長から「ケア 24 が今大変だ」というお話もありましたので、そういったところで事業の状況によってもお願いしているところかと思ひます。</p>
委員	<p>居宅としてはやはり事業ですので、予防と介護どちらをとるかといったら介護のほうをとるのが通常ですので、そうなのです。すみません。</p>
会長	<p>ということなのです。つまりケア 24 のほうからすると、ほかの事業、特に地域包括ケアの立ち上げということで負担が非常に重くなっている。そういう中で、一方で介護予防ケアマネもやらなければいけないと。その介</p>

	<p>護予防ケアマネに関しては、初めは禁止されていたのが委託できるようになったので、なるべく外注に、委託にして、自分はその地域包括ケアのほうに集中したいと考えてはいるわけなのですが、委託を受ける側の事業者としては、単価が安いので受けてもらえないという、そういう状況が今、杉並区に限らず方々中で起こっているということですので、その辺を踏まえて地域包括ケアセンターのケア 24 のほうもご指導、あるいは支援をしていただければいいなという、そういう意味で申し上げました。</p> <p>地域包括ケア推進担当課長、よろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ 14 番目の報告として、「障害者の相談支援専門員の育成の取組について」です。では、障害者施策課長ですね。</p>
障害者施策課長	<p><資料 14 に沿って報告事項 (14)「障害者の相談支援専門員の育成の取組について」について説明></p> <p>報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これに関しては何かご発言ございますか。</p>
委員	<p>障害者のほうでも、今もう親も子も高齢化を迎えて、みんな 65 歳以降のことを大変心配しております。それでただ今課長がおっしゃったように、65 歳を過ぎると障害福祉サービスから介護保険のほうへ移っていくわけなのですが、何がみんなにとって不安かということは、親はもうその時点では既に生きていないということと、あと、障害者のこのサービス等利用計画を今作成しているのですが、そのサービスというのは、障害者が小さいころから年をとるまでずっと生涯を見通した本人のニーズに沿ったサービスがつけられていて、それに伴ってサービスが支給されているのです。それが 65 歳になって介護保険になったときに、ケアマネジャーにお世話になって計画をつくった場合、まず支給量が決まってしまうと、今まで受けられていた障害の福祉サービスが、介護保険のほうに同じようなものがあればそちらに移行するわけなのですが、その支給量が減ってしまうこと。今まで障害者の中では、ガイドヘルパーというサービスがとても活用されているのですが、そういうものもなくなって、移動支援はあるのですが、ガイドヘルパーがなくなるとお出かけを楽しんだりすることができなくなる不安とか、あと、今まで障害サービスですと負担料がなかったりしたものがやっぱり負担が出てくるという不安とか、そういうところのケアプランが中心になってしまうと、支給量が先に決まってしまうということの障害福祉サービスと考え方がちょっと違うところへ移行していくときの、そこのそごが生じないように、やはり今まで築き上げてきた障害者の生涯にかけての生活が措置の時代に戻ってしまわないような、何かもう「65 になったらこれしかありません」と言われると、せっかく築き上げてきたものが、もうやっぱり障害者は選ぶ権利もないのかなということで、そういうふうに狭められてしまうことに対する不安がとても出ているので。それらはこれからだとは思いますが、障害者の福祉のほうと、この介護保険のほうと、上手に使っていけるようになればいいなというところです。</p>
障害者施策課長	<p>ありがとうございます。国からの指導の中でも、やはり今おっしゃったような形で、65 歳になって全て介護保険に変わったからということで、全部一律に判断することはしない、してはいけないと。やはり個々の障害のある方、個々の特性、それからその方々を見て、それで移っていくという形がありますから、当然支給量が減ってそのままサービスが低下するということがないように、その分は障害のほうで埋めなさいという形がありますので、「変わ</p>

	りましたので全部違いますよ」ということではないようにしていきたいと思っております。それを踏まえて今後私どものほうも支給認定を行っていきたいと思っています。
古会長	それを実際に実現するためには、個々の障害者の方についているケアマネの方が両方をわかっている、しっかりケアプランを立てないといけないのですよね。介護保険で賄う部分と障害福祉で賄う部分とを、うまく組み合わせられるようなケアマネの方を養成しなければいけないということで、この事業、この報告があったということだと思います。
障害者施策課長	ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。
会長	またで申しわけないけれども、ケアマネ協議会から何かありますか？
委員	やはり今おっしゃったように65歳以上になって介護保険になったときに、ケアマネジャーというのは結構支給額内でプランを組み立てるという頭になっているので、障害の方を担当したときに一番苦労するところでありませう。 今回このケアマネジャー有資格者26名というところで、協議会のメンバーも何名か参加したのですが、とてもよくわかったと。すごく勉強になったということを書いていました。2年前から総合支援法ができるようになったときから、区の方をお願いをして研修を協議会のほうでも開いています。今年度もまた予定をしていますので、障害者のほうと介護保険のほうとそれぞれが歩み寄って、よりよいケアプランができるように努力していきたいと思っております。
会長	ありがとうございました。 ほかにご意見、ご質問おありの方いらっしゃいますでしょうか。
委員	おおむね理解できたのですが、対象となる障害者の方というのは何名ぐらいいるのかなということと、それに対応するケアマネの方がどれほどいるのかなというのが、わかる範囲でお聞きしたいと思います。
障害者施策課長	ケアマネの数は、申しわけございませんが私のほうで数を持っていないのですが、本日の資料が6月26日現在ということになります。障害福祉サービスの支給決定者が2,649名おります。そのうち65歳以上の支給決定者が309名ということで、約11%が今回の対象になっているということでございます。
会長	よろしいでしょうか。 そういたしましたらば、この14の報告、これをもちまして報告事項全て終わりということにして、5番の「その他」ということです。その他ありませんでしょうか。
地域包括ケア推進担当課長	最後に1点申し上げます。 お手元にお配りいたしました「ケア24 善福寺移転のお知らせ」をご覧ください。ケア24 善福寺の所在地が、8月17日月曜日から、「西荻北4-31-11」に変わります。15日までは現在の住所地で営業いたしますので、特に業務に支障は出ることはございませんし、電話番号・FAX番号等も従前と一緒でございます。実際は西荻窪駅の北口から東京女子大の斜め前あたりに移るということで、圏域の中の善福寺に近いところに移るということで、訪問相談等がよりやりやすくなるということでこの移転先を決めております。以上、お知らせ申し上げます。
会長	ありがとうございました。

<p>高齢者施策課 長</p>	<p>失礼いたしました。 席上に配付させていただいておりますが、熱中症予防のための普及啓発グッズとして、紙のうちわでございます。こういったわかりやすいもので手にしていただきながら内容をお読みいただき、できる限り熱中症予防に取り組んでいただきたいということで作成しております。その他パンフレットも作成しておりますが、今日のうちわのみ配付させていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。 次回はいつ頃を予定していらっしゃいますか。</p>
<p>高齢者施策課 長</p>	<p>次回の日程でございますが、10月を予定しております。また改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。 冒頭で申し上げましたように、予定の3時より少し早く終わらないといけないという事情があるということで急いでおりましたが、予定の時間をクリアすることができました。次回はできることだったら審議事項、協議事項がある形で運営協議会を開ければとお願いしております。 これで第1回の介護保険運営協議会閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>